

令和 7 年 2 月 19 日 招 集

令 和 7 年 第 1 回

日 高 市 議 会 定 例 会 議 案

目 次

	頁
議案第 1 号 令和 6 年度日高市一般会計補正予算（第 8 号）	別冊
議案第 2 号 令和 6 年度日高市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 3 号 令和 6 年度日高市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 4 号 令和 6 年度日高市武蔵高萩駅北土地地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 5 号 令和 6 年度日高市水道事業会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 6 号 令和 6 年度日高市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 7 号 令和 7 年度日高市一般会計予算	別冊
議案第 8 号 令和 7 年度日高市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第 9 号 令和 7 年度日高市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第 10 号 令和 7 年度日高市介護保険特別会計予算	別冊
議案第 11 号 令和 7 年度日高市武蔵高萩駅北土地地区画整理事業特別会計予算	別冊
議案第 12 号 令和 7 年度日高市水道事業会計予算	別冊
議案第 13 号 令和 7 年度日高市下水道事業会計予算	別冊
議案第 14 号 日高市手話言語条例	4
議案第 15 号 日高市歯科口腔保健の推進に関する条例	6
議案第 16 号 日高市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	9
議案第 17 号 日高市防災会議条例の一部を改正する条例	11
議案第 18 号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	14
議案第 19 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	19
議案第 20 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	21
議案第 21 号 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	23
議案第 22 号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	25
議案第 23 号 日高市職員の給与に関する条例及び日高市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	27
議案第 24 号 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正す	

	る条例――	57
議案第25号	日高市手数料条例の一部を改正する条例――	59
議案第26号	日高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例――	88
議案第27号	日高市下水道条例の一部を改正する条例――	93
議案第28号	日高市地方公営企業法の適用事業における利益の処分等に関する 条例の一部を改正する条例――	97
議案第29号	日高市水道事業給水条例の一部を改正する条例――	99
議案第30号	日高市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改 正する条例――	103
議案第31号	刑法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例――	106
議案第32号	第6次日高市総合計画基本構想の一部を変更することについて――	114
議案第33号	日高市教育委員会教育長の任命について――	118
議案第34号	人権擁護委員の候補者の推薦について――	121
議案第35号	人権擁護委員の候補者の推薦について――	123
議案第36号	専決処分の承認を求めることについて――	125

議案第14号

日高市手話言語条例

手話は、音声言語である日本語と異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現し、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として、手話を必要とする人たちが長年にわたって大切に育んできた言語です。

こうした中、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約や平成23年に改正された障害者基本法において、手話は言語として位置づけられました。

このような中、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解を深め、手話を必要とする人が、安心して暮らすことができる環境を整えられるよう、日高市の障害者福祉計画の基本理念である「共に生き、しあわせを感じる社会を目指して」の精神にのっとり、この条例を制定するものです。

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解等に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を推進することにより、手話を必要とする人の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して暮らすことができる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 手話に対する理解及び手話の普及の促進その他手話を必要とする人が安心して暮らすことができる環境の整備は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話を必要とする人の権利を尊重することを基本として行われなければならない。

（市の責務）

第3条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話を使用しやすい環境の整備等のために必要な施策を推進するものとする。

（市民及び事業者の役割）

第4条 市民及び事業者は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

（施策の推進）

第5条 市は、次に掲げる施策について総合的に推進するものとする。

- (1) 手話に対する理解及び手話の普及の促進に関する施策
- (2) 手話による情報の取得及び提供に関する施策

(3) 手話と親しみ、学ぶ機会の確保に関する施策

(4) 手話通訳者の養成その他手話による意思疎通の支援に関する施策

2 市は、前項の規定による施策の策定及び推進について、手話を必要とする人その他関係者の意見を聴くための協議の場を設けるものとする。

(災害時の対応)

第6条 市は、災害時における手話による情報の収集及び提供並びに意思疎通の支援に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月19日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

第7期日高市障がい者計画の基本理念である共生社会の実現のため、条例を制定し、手話の普及と手話を使用しやすい環境の整備を推進したいので、この案を提出するものである。

議案第15号

日高市歯科口腔保健の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、口腔^{くわう}の健康が市民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、市民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」という。）の推進に関し、基本理念を定め、並びに市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、市の歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康の増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 市の歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 市民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し早期に治療を受けることを促進すること。
- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策との連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的かつ計画的に歯科口腔保健を推進すること。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念に基づき、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の役割)

第4条 市民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

(歯科医療等業務従事者の役割)

第5条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務に従事する者は、歯科口腔保健に資するよう、適切にその業務を行うとともに

に、市が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

（関係機関等の役割）

第6条 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連分野に関する業務に従事する者及びこれらの業務を行う機関は、市が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第7条 事業者は、従業員の歯科検診及び歯科保健指導を受ける機会の確保その他の従業員が取り組む歯と口腔の健康づくりの支援に努めるものとする。

（基本的な施策）

第8条 市は、歯科口腔保健を推進するための基本的な施策として、次に掲げるものを実施するものとする。

- (1) 歯と口腔の健康づくりに関する知識の普及に関する施策
 - (2) 定期的に歯科検診を受けることの勧奨に関する施策
 - (3) 障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって定期的に歯科検診を受けること又は歯科医療を受けることが困難な者が、定期的に歯科検診を受けること又は歯科医療を受けることができるようにするために必要な施策
 - (4) 歯科疾患の効果的な予防のための措置に関する施策
 - (5) 口腔の健康に係る定期的な調査に関する施策
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市が歯科口腔保健を推進するために必要な施策
- （委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月19日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

健幸のまちの実現を目指して歯科口腔保健の充実について取組を進める必要があるため、関係団体と協働して検診、普及啓発等の事業を実施し、もって歯科口腔保

健を推進したいので、この案を提出するものである。

議案第16号

日高市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

日高市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月19日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

日高市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
新旧対照表（参考資料）

改 正 案	現 行
(定義) 第2条 略 (1) 略 (2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5)・(6) 略	(定義) 第2条 略 (1) 略 (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5)・(6) 略

議案第17号

日高市防災会議条例の一部を改正する条例

日高市防災会議条例（昭和39年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「30人」を「40人」に改め、同条第5項第8号中「知識経験を有する者」を「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者」に改め、同項に次の1号を加える。

（9）その他防災上必要な機関及び団体に属する者のうちから市長が任命する者

第3条第6項中「前項第7号及び第8号」を「前項第7号から第9号まで」に改める。

第4条第2項中「、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者」を「及び関係指定地方公共機関の職員並びに学識経験のある者及び防災に関し知識経験を有する者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に日高市防災会議の委員に充てられていた者は、この条例の施行の日に、改正後の日高市防災会議条例（以下「新条例」という。）第3条第5項の規定により日高市防災会議の委員に充てられたものとみなす。この場合において、その充てられたものとみなされる者のうち改正前の日高市防災会議条例第3条第5項第7号及び第8号に掲げるものの任期は、新条例第3条第6項の規定にかかわらず、同日における従前の日高市防災会議の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この条例の施行後新条例第3条第5項第7号から第9号までに掲げる者として最初に日高市防災会議の委員に充てられる者の任期は、同条第6項の規定にかかわらず、その任命の際現に在任する他の日高市防災会議の委員の任期が終了する日までとする。

令和7年2月19日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

地域における多様な視点を反映させた防災対策の推進に向けて、防災計画の策定等に当たり、より広く意見を取り入れるため、委員及び専門委員の構成を拡大したいので、この案を提出するものである。

日高市防災会議条例の一部を改正する条例新旧対照表（参考資料）

改 正 案	現 行
（会長及び委員） 第3条 防災会議は、会長及び委員<u>40人</u>以内をもって組織する。 2～4 略 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。 （1）～（7）略 （8）<u>自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者</u> （9）<u>その他防災上必要な機関及び団体に属する者のうちから市長が任命する者</u> 6 <u>前項第7号から第9号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</u> 7 略 （専門委員） 第4条 略 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員及び関係指定地方公共機関の職員並びに学識経験のある者及び防災に関し知識経験を有する者のうちから市長が任命する。 3 略	（会長及び委員） 第3条 防災会議は、会長及び委員<u>30人</u>以内をもって組織する。 2～4 略 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。 （1）～（7）略 （8）<u>知識経験を有する者のうちから市長が任命する者</u> 6 <u>前項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</u> 7 略 （専門委員） 第4条 略 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。 3 略

議案第18号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）のある職員が、市規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、市規則の定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「とあり、並びに第2項」に、「要介護者のある職員が、市規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」を「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、市規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」に改める。

第14条第2項第16号中「小学校就学」を「中学校就学」に、「看護」を「看護等」に「又は疾病」を「、疾病」に、「を行うこと」を「若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市規則で定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市規則で定めるものへの参加をすること」に改める。

第15条第1項中「定める者」の次に「（第18条の2第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第18条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第18条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知ら

せなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第18条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) 前2号に掲げるもののほか、介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第8条の3第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、市規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

令和7年2月19日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

仕事と生活の両立を支援するため、子の看護休暇等の取得範囲を拡大したいので、この案を提出するものである。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（参考資料）

改 正 案	現 行
（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第8条の3 略 2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、市規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</u> 3 略 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして市規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、市規則の定めるところにより、当該子を養育」とあり、並びに第2項及び前項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、市規則の定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、市規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</u> 5 略	（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第8条の3 略 2 任命権者は、<u>3歳に満たない子のある職員が、市規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</u> 3 略 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして市規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、市規則の定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「<u>第15条第1項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）のある職員が、市規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、市規則の定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、市規則の定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「<u>要介護者のある職員が、市規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</u></u> 5 略

(特別休暇) 第14条 略 2 略 (1)～(15)略 (16) <u>中学校就学の始期に達するまでの子</u>（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の<u>看護等</u>（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、<u>疾病</u>の予防を図るために必要なものとして市規則で定めるその子の世話若しくは<u>学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市規則で定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市規則で定めるものへの参加をすることをいう。</u>）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（その養育する<u>中学校就学</u>の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間 (17)～(22)略 3～5 略 (介護休暇) 第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他市規則で定める者（<u>第18条の2第1項において「配偶者等」という。</u>）で負傷、疾病又は老齢により市規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 略	(特別休暇) 第14条 略 2 略 (1)～(15)略 (16) <u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の<u>看護</u>（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話<u>又は疾病</u>の予防を図るために必要なものとして市規則で定めるその子の世話を<u>行うこと</u>をいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（その養育する<u>小学校就学</u>の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間 (17)～(22)略 3～5 略 (介護休暇) 第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他市規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により市規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 略
--	---

(市規則への委任) 第18条 略 <u>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</u> 第18条の2 <u>任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u> 2 <u>任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u> <u>(勤務環境の整備に関する措置)</u> 第18条の3 <u>任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> (1) <u>職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u> (2) <u>介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u> (3) <u>前2号に掲げるもののほか、介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u>	(市規則への委任) 第18条 略
---	--------------------------------

議案第19号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第22条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月19日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（参考資料）

改 正 案	現 行
(部分休業の承認) 第22条 略 2 略 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条の2第20項</u>の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。	(部分休業の承認) 第22条 略 2 略 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項</u>の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

議案第20号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和50年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の225」を「、6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の235」に改める。

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の235」を「100分の230」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の報酬等条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の報酬等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の報酬等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和7年2月19日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

議会の議員の期末手当の支給割合を変更したいので、この案を提出するものである。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（参考資料）

改 正 案	現 行
第1条関係 （期末手当） 第4条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議会の議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）略 3 略	第1条関係 （期末手当） 第4条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議会の議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）略 3 略
第2条関係 （期末手当） 第4条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議会の議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）略 3 略	第2条関係 （期末手当） 第4条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議会の議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）略 3 略

議案第21号

市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和44年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の225」を「、6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の235」に改める。

第2条 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の235」を「100分の230」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の市長及び副市長の給与等に関する条例（次項において「改正後の給与等条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の給与等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の市長及び副市長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の給与等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和7年2月19日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

市長及び副市長の期末手当の支給割合を変更したいので、この案を提出するものである。

市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（参考資料）

改 正 案	現 行
第1条関係 （期末手当） 第6条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）略	第1条関係 （期末手当） 第6条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）略
第2条関係 （期末手当） 第6条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）略	第2条関係 （期末手当） 第6条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）略

議案第22号

教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 教育長の給与等に関する条例（昭和44年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の225」を「、6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の235」に改める。

第2条 教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の235」を「100分の230」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の教育長の給与等に関する条例（次項において「改正後の給与等条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の給与等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の給与等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和7年2月19日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

教育長の期末手当の支給割合を変更したいので、この案を提出するものである。

教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（参考資料）

改 正 案	現 行
第1条関係 （期末手当） 第6条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額<u>に、6月に支給する場合</u>には100分の225、12月に支給する場合には100分の235を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	第1条関係 （期末手当） 第6条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額<u>に100分の225を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u> (1)～(4) 略
第2条関係 （期末手当） 第6条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額<u>に100分の230を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u> (1)～(4) 略	第2条関係 （期末手当） 第6条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額<u>に、6月に支給する場合</u>には100分の225、12月に支給する場合には100分の235を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略

議案第23号

日高市職員の給与に関する条例及び日高市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(日高市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 日高市職員の給与に関する条例(昭和30年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「100分の122.5」を「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の68.75」を「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」に改める。

第16条第2項第1号中「100分の102.5」を「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

別紙1のとおり

第2条 日高市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき1万円」を「に該当する扶養親族については1人につき1万3,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円」に改め、同条第4項中「(以下「特定期間」という。))」を削り、「特定期間」を「当該期間」に改め同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他の扶養手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第9条の4第1項第1号中「この項及び次項」を「この条」に改め、同条第2項中「(以下この号において「運賃等相当額」という。))。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号及び第3号において「1か

月当たりの運賃等相当額」という。)が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を「(次項及び第5項において「運賃等相当額」という。)」に改め、同項第3号中「(1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条中第6項を第9項とし、第3項から第5項までを3項ずつ繰り下げ、同条第2項の次に次の3項を加える。

- 3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で市規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして市規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額(第5項において「特別料金等相当額」という。)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

- 4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となったもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして市規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して市規則で定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を

支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

- 5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第14条の3第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項「に定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して市規則で定める勤務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して市規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第15条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」を「100分の125」とあるのは、「100分の70」に改める。

第16条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」を「100分の50」に改める。

第16条の3中「、第8条、第9条及び第9条の3」を「及び第8条」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

別紙2のとおり

（日高市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 日高市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「380,000」を「392,000」に、「427,000」を「440,000」

に、「477,000」を「492,000」に、「539,000」を「555,000」に、「615,000」を「634,000」に改める。

第8条第1項の表中「188,700」を「192,000」に、「216,200」を「219,500」に、「256,200」を「260,000」に、「275,600」を「279,700」に、「290,700」を「294,900」に改める。

第10条第2項中「100分の120」を「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」に、「100分の170」を「6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175」に改める。

第4条 日高市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第9条」を「第8条」に、「、第14条の2及び第16条」を「及び第14条の2」に改め、同条第2項中「第15条第2項」の次に「及び第16条第2項第1号」を加え、「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」とあるのは、「6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175」を「給与条例第15条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第16条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」に改め、同条第3項中「から第9条まで」を「、第8条」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定並びに附則第5項から第11項までの規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の日高市職員の給与に関する条例（次項において「第1条による改正後の給与条例」という。）及び第3条の規定による改正後の日高市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第4項において「第3条による改正後の採用等条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 第1条による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の日高市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。
- 4 第3条による改正後の採用等条例の規定を適用する場合には、第3条の規定による改正前の日高市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて

支給された給与は、第3条による改正後の採用等条例の規定による給与の内払とみなす。

(号給の切替え)

- 5 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において日高市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 6 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動または当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 7 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による給与条例(以下「第2条改正後給与条例」という。)第8条の規定の適用については、同

条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは 「(5) 重度心身障害者
(6) 配偶者(届出をしないが事

実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」と、同条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(通勤手当に関する経過措置)

- 8 第2条改正後給与条例第9条の4第4項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となったものにも適用する。

(日高市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 9 日高市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和44年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第12条の2第1項中「勤務する」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第21条中「第5条及び」を削り、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」の次に「（平成14年法律第48号）」を加える。

（日高市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 10 切替日から令和8年3月31日までの間における前項の規定による改正後の日高市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条第2項の規定の適用について

ては、同項中「(4) 重度心身障害者」とあるのは 「(4) 重度心身障害者
(5) 配偶者（届出をしないが

事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」 とする。

（日高市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

- 11 日高市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第1項第4号及び同条第4項中「第9条第3項」を「第9条第2項」に改める。

附則第19条中「、第8条、第9条及び第9条の3」を「及び第8条」に改める。

附則第22条中「第5条及び」を削る。

（委任）

- 12 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市規則で定める。

附則別表（附則第5項関係）

別紙3のとおり

令和7年2月19日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

市職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を変更し、並びに特定任期付職員の給料月額及び期末手当の支給割合を変更するとともに、時代に即した給与制度とするため扶養手当の手当額等を変更したいので、この案を提出するものである。

別紙 1

別表第 1（第 3 条関係）

給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	313,400	337,400	378,800
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	315,300	340,000	381,200
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	317,100	342,300	383,700
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	318,900	344,500	386,100
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	320,600	346,400	388,000
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	322,500	349,000	390,400
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	324,300	351,300	392,900
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	326,100	353,500	395,300
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	327,800	355,400	397,200
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	329,700	358,000	399,600
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	331,500	360,300	402,100
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	333,300	362,500	404,500
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	335,000	364,400	406,400
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	336,900	367,000	408,800
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	338,700	369,300	411,300
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	340,500	371,500	413,700
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	342,200	373,400	415,600
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	343,900	376,000	418,000
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	345,500	378,300	420,500
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	347,200	380,500	422,900
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	348,800	382,400	424,800
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	350,500	384,700	426,900
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	352,100	386,800	429,000
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	353,700	388,800	431,200
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	355,200	390,800	433,100
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	356,900	393,100	435,200
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	358,500	395,300	437,300
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	360,100	397,500	439,200
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	361,700	399,700	440,900
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	363,500	402,000	442,700
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	365,000	404,200	444,600
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	366,600	406,500	446,500

33	230,000	267,000	296,600	334,200	368,000	408,300	448,300
34	231,100	267,800	297,800	336,100	369,600	410,200	450,100
35	232,200	268,600	298,900	337,800	371,200	412,100	451,900
36	233,300	269,300	300,100	339,400	372,700	413,900	453,600
37	234,400	270,000	301,300	340,900	374,600	415,700	455,400
38	235,400	270,800	302,600	342,500	376,500	417,500	456,900
39	236,400	271,600	303,900	344,100	378,400	419,300	458,300
40	237,300	272,300	305,200	345,700	380,200	421,100	459,800
41	238,200	273,000	306,500	347,400	381,700	422,700	461,200
42	239,100	273,800	307,800	349,200	383,500	424,200	462,500
43	239,900	274,600	309,100	351,000	385,200	425,700	463,800
44	240,700	275,300	310,400	352,800	386,800	427,200	465,000
45	241,400	276,000	311,700	354,300	388,500	428,700	466,000
46	242,000	276,700	313,000	355,700	389,900	430,000	466,700
47	242,600	277,400	314,300	357,100	391,300	431,300	467,400
48	243,200	278,100	315,400	358,500	392,700	432,500	468,100
49	243,800	278,800	316,300	360,000	394,100	433,700	468,800
50	244,400	279,500	317,600	360,800	395,300	435,000	469,500
51	245,000	280,200	318,900	361,800	396,500	436,300	470,100
52	245,500	280,900	320,200	362,800	397,500	437,500	470,700
53	246,000	281,500	321,400	363,700	398,600	438,700	471,200
54	246,400	282,200	322,700	364,800	399,800	439,500	471,800
55	246,700	282,800	323,900	365,700	400,900	440,300	472,400
56	247,000	283,500	325,100	366,700	402,000	441,100	473,000
57	247,300	284,100	326,400	367,600	402,700	441,700	473,500
58	247,600	284,800	327,500	368,300	403,400	442,300	474,000
59	247,900	285,400	328,600	369,000	404,100	442,900	474,400
60	248,200	286,100	329,700	369,600	404,800	443,500	474,700
61	248,500	286,700	330,400	370,000	405,400	444,200	475,000
62	248,800	287,400	331,300	370,600	406,000	445,000	475,500
63	249,100	288,000	332,000	371,300	406,500	445,400	475,900
64	249,400	288,500	332,800	372,000	406,900	446,100	476,200
65	249,700	289,000	333,600	372,300	407,300	446,600	476,500
66	250,000	289,600	334,000	373,000	407,500	447,000	477,000
67	250,300	290,100	334,600	373,700	407,800	447,400	477,400
68	250,600	290,700	335,300	374,300	408,100	447,800	477,700
69	250,900	291,200	336,100	374,600	408,400	448,200	478,000
70	251,200	291,700	336,800	375,100	408,700	448,600	
71	251,500	292,300	337,500	375,700	409,000	449,000	

72	251,800	292,900	338,100	376,300	409,300	449,300
73	252,100	293,400	338,600	376,600	409,500	449,600
74	252,400	293,900	339,200	377,200	409,800	450,000
75	252,700	294,300	339,700	377,900	410,100	450,300
76	253,000	294,600	340,300	378,500	410,400	450,600
77	253,300	294,800	340,600	378,900	410,600	450,900
78	253,600	295,100	341,100	379,400	410,900	451,300
79	253,900	295,300	341,500	380,000	411,200	451,600
80	254,200	295,600	341,900	380,500	411,500	451,900
81	254,500	295,800	342,300	381,000	411,700	452,200
82	254,800	296,000	342,800	381,600	412,000	452,600
83	255,100	296,300	343,300	382,100	412,300	452,900
84	255,400	296,500	343,800	382,400	412,500	453,200
85	255,700	296,800	344,100	382,800	412,700	453,500
86			344,500	383,300	413,000	453,900
87			344,900	383,700	413,300	454,200
88			345,300	384,100	413,500	454,500
89			345,600	384,500	413,700	454,800
90			346,000	385,000	414,000	
91			346,400	385,400	414,300	
92			346,800	385,800	414,500	
93			347,000	386,100	414,700	
94			347,400	386,600		
95			347,800	387,000		
96			348,200	387,400		
97			348,400	387,700		
98			348,800			
99			349,200			
100			349,500			
101			349,800			
102			350,200			
103			350,600			
104			351,000			
105			351,500			
106			351,900			
107			352,300			
108			352,700			
109			353,200			

	110			353,600				
	111			353,900				
	112			354,200				
	113			354,700				
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600	円 362,700

別紙 2

別表第 1（第 3 条関係）

給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	335,700	378,700	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	337,400	380,600	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	339,000	382,500	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	340,600	384,300	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	342,200	386,100	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	343,900	388,000	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	345,500	389,900	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	347,100	391,700	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	348,700	393,500	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	350,400	395,400	492,000
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	352,000	397,300	495,000
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	353,600	399,100	497,500
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	355,200	400,900	499,500
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	356,900	402,800	503,000
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	358,500	404,700	506,000
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	360,100	406,500	508,500
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	361,700	408,300	510,500
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	363,500	410,200	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	365,000	412,100	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	366,600	413,900	
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	368,000	415,700	
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	369,600	417,500	
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	371,200	419,300	
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	372,700	421,100	
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	374,600	422,700	
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	376,500	424,200	
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	378,400	425,700	
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	380,200	427,200	
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	381,700	428,700	
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	383,500	430,000	
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	385,200	431,300	
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	386,800	432,500	

33	230,000	267,000	301,300	347,400	388,500	433,700
34	231,100	267,800	302,600	349,200	389,900	435,000
35	232,200	268,600	303,900	351,000	391,300	436,300
36	233,300	269,300	305,200	352,800	392,700	437,500
37	234,400	270,000	306,500	354,300	394,100	438,700
38	235,400	270,800	307,800	355,700	395,300	439,500
39	236,400	271,600	309,100	357,100	396,500	440,300
40	237,300	272,300	310,400	358,500	397,500	441,100
41	238,200	273,000	311,700	360,000	398,600	441,700
42	239,100	273,800	313,000	360,800	399,800	442,300
43	239,900	274,600	314,300	361,800	400,900	442,900
44	240,700	275,300	315,400	362,800	402,000	443,500
45	241,400	276,000	316,300	363,700	402,700	444,200
46	242,000	276,700	317,600	364,800	403,400	445,000
47	242,600	277,400	318,900	365,700	404,100	445,400
48	243,200	278,100	320,200	366,700	404,800	446,100
49	243,800	278,800	321,400	367,600	405,400	446,600
50	244,400	279,500	322,700	368,300	406,000	447,000
51	245,000	280,200	323,900	369,000	406,500	447,400
52	245,500	280,900	325,100	369,600	406,900	447,800
53	246,000	281,500	326,400	370,000	407,300	448,200
54	246,400	282,200	327,500	370,600	407,500	448,600
55	246,700	282,800	328,600	371,300	407,800	449,000
56	247,000	283,500	329,700	372,000	408,100	449,300
57	247,300	284,100	330,400	372,300	408,400	449,600
58	247,600	284,800	331,300	373,000	408,700	450,000
59	247,900	285,400	332,000	373,700	409,000	450,300
60	248,200	286,100	332,800	374,300	409,300	450,600
61	248,500	286,700	333,600	374,600	409,500	450,900
62	248,800	287,400	334,000	375,100	409,800	451,300
63	249,100	288,000	334,600	375,700	410,100	451,600
64	249,400	288,500	335,300	376,300	410,400	451,900
65	249,700	289,000	336,100	376,600	410,600	452,200
66	250,000	289,600	336,800	377,200	410,900	452,600
67	250,300	290,100	337,500	377,900	411,200	452,900
68	250,600	290,700	338,100	378,500	411,500	453,200
69	250,900	291,200	338,600	378,900	411,700	453,500
70	251,200	291,700	339,200	379,400	412,000	453,900
71	251,500	292,300	339,700	380,000	412,300	454,200

72	251,800	292,900	340,300	380,500	412,500	454,500
73	252,100	293,400	340,600	381,000	412,700	454,800
74	252,400	293,900	341,100	381,600	413,000	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	413,300	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	413,500	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	413,700	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	414,000	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	414,300	
80	254,200	295,600	343,800	384,100	414,500	
81	254,500	295,800	344,100	384,500	414,700	
82	254,800	296,000	344,500	385,000		
83	255,100	296,300	344,900	385,400		
84	255,400	296,500	345,300	385,800		
85	255,700	296,800	345,600	386,100		
86			346,000	386,600		
87			346,400	387,000		
88			346,800	387,400		
89			347,000	387,700		
90			347,400			
91			347,800			
92			348,200			
93			348,400			
94			348,800			
95			349,200			
96			349,500			
97			349,800			
98			350,200			
99			350,600			
100			351,000			
101			351,500			
102			351,900			
103			352,300			
104			352,700			
105			353,200			
106			353,600			
107			353,900			
108			354,200			
109			354,700			

定年前再 任用 短時間勤 務職員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600	円 362,700

別紙 3

附則別表（附則第 5 項関係）

号給の切替表

旧号給	職務の級				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	1	1	1
11	7	3	1	1	1
12	8	4	1	1	1
13	9	5	1	1	1
14	10	6	2	1	1
15	11	7	3	1	1
16	12	8	4	1	1
17	13	9	5	1	1
18	14	10	6	1	1
19	15	11	7	1	1
20	16	12	9	2	1
21	17	13	10	3	1
22	18	14	11	5	1
23	19	15	12	6	1
24	20	16	13	7	1
25	21	17	13	8	1
26	22	18	14	9	1
27	23	19	15	10	1
28	24	20	16	12	1

29	25	21	17	13	1
30	26	22	18	14	1
31	27	23	19	15	1
32	28	24	20	16	1
33	29	25	21	17	1
34	30	26	22	18	1
35	31	27	23	19	1
36	32	28	24	20	1
37	33	29	25	21	1
38	34	30	26	22	1
39	35	31	27	23	1
40	36	32	28	24	2
41	37	33	29	25	2
42	38	34	30	26	2
43	39	35	31	27	2
44	40	36	32	28	3
45	41	37	33	29	3
46	42	38	34	30	3
47	43	39	35	31	3
48	44	40	36	32	3
49	45	41	37	33	3
50	46	42	38	34	4
51	47	43	39	35	4
52	48	44	40	36	4
53	49	45	41	37	4
54	50	46	42	38	4
55	51	47	43	39	4
56	52	48	44	40	4
57	53	49	45	41	4
58	54	50	46	42	5
59	55	51	47	43	5
60	56	52	48	44	5
61	57	53	49	45	5

62	58	54	50	46	5
63	59	55	51	47	5
64	60	56	52	48	5
65	61	57	53	49	5
66	62	58	54	50	5
67	63	59	55	51	5
68	64	60	56	52	6
69	65	61	57	53	6
70	66	62	58	54	
71	67	63	59	55	
72	68	64	60	56	
73	69	65	61	57	
74	70	66	62	58	
75	71	67	63	59	
76	72	68	64	60	
77	73	69	65	61	
78	74	70	66	62	
79	75	71	67	63	
80	76	72	68	64	
81	77	73	69	65	
82	78	74	70	66	
83	79	75	71	67	
84	80	76	72	68	
85	81	77	73	69	
86	82	78	74	70	
87	83	79	75	71	
88	84	80	76	72	
89	85	81	77	73	
90	86	82	78		
91	87	83	79		
92	88	84	80		
93	89	85	81		
94	90	86			

95	91	87			
96	92	88			
97	93	89			
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

日高市職員の給与に関する条例及び日高市一般職の任期付職員の採用等
に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（参考資料）

改 正 案	現 行
日高市職員の給与に関する条例の一部改正	
第1条関係 （期末手当） 第15条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月</u>に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）略 3 定年前三任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。 4～6 略 （勤勉手当） 第16条 略 2 略 （1）前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額</u> （2）前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員 当該定年前三任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25を乗じて得た額の総額</u> 3～5 略	第1条関係 （期末手当） 第15条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）略 3 定年前三任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは、「<u>100分の68.75</u>」とする。 4～6 略 （勤勉手当） 第16条 略 2 略 （1）前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額 （2）前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員 当該定年前三任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略

別表第1（第3条関係） 給料表 略	別表第1（第3条関係） 給料表 略
第2条関係 （扶養手当） 第8条 略 2 略 (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 (3) 満60歳以上の父母及び祖父母 (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 (5) 重度心身障害者 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族については1人につき1万3,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。 4 扶養親族としての子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族としての子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他の扶養手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。 第9条 削除	第2条関係 （扶養手当） 第8条 略 2 略 (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。） (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 (4) 満60歳以上の父母及び祖父母 (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 (6) 重度心身障害者 3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。 4 扶養親族としての子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族としての子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 第9条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

	<u>(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合</u> <u>(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）</u> <u>2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</u> <u>3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</u> <u>(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合</u> <u>(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合</u> <u>(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定に</u>
--	--

(通勤手当) 第9条の4 略 (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下<u>この条</u>において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下<u>この条</u>において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。） (2)・(3) 略 2 略 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第5項において「<u>運賃等相当額</u>」という。） (2) 略 (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号	<u>よる届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</u> (通勤手当) 第9条の4 略 (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下<u>この項及び次項</u>において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下<u>この項及び次項</u>において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。） (2)・(3) 略 2 略 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下<u>この号</u>において「<u>運賃等相当額</u>」という。）。ただし、<u>運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</u> (2) 略 (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（<u>1か月</u>
--	---

に定める額又は前号に定める額 3 <u>公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で市規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして市規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> (1) <u>新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額（第5項において「特別料金等相当額」という。）</u> (2) <u>前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額</u> 4 <u>前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となったもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして市規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して市規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認め</u>	<u>当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額</u>
--	---

<u>られるものとして市規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。</u> 5 <u>運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</u> <u>6～9 略</u> （管理職員特別勤務手当） 第14条の3 第7条の2第1項の規定により管理職手当を支給する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に市規則で定める業務に<u>勤務をした</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、同項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）</u>であって正規の勤務時間以外の時間に市規則で定める業務に<u>勤務をした</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（<u>前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して市規則で定める勤務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額</u>）とする。 （1）第1項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において市規則で定める額 （2）略	<u>3～6 略</u> （管理職員特別勤務手当） 第14条の3 第7条の2第1項の規定により管理職手当を支給する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に市規則で定める業務に<u>勤務した</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、同項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間</u>であって正規の勤務時間以外の時間に市規則で定める業務に<u>勤務した</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1）第1項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において市規則で定める額（<u>当該勤務に従事する時間等を考慮して市規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額</u>） （2）略
---	---

4 略 (期末手当) 第15条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の70</u>」とする。 4～6 略 (勤勉手当) 第16条 略 2 略 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略 (定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外) 第16条の3 第4条第3項から第12項まで（第9項を除く。）<u>及び第8条</u>の規定は、定年前	4 略 (期末手当) 第15条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の68.75</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。 4～6 略 (勤勉手当) 第16条 略 2 略 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略 (定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外) 第16条の3 第4条第3項から第12項まで（第9項を除く。）<u>、第8条、第9条及び第9条</u>
--	--

再任用短時間勤務職員には適用しない。 別表第1（第3条関係） 給料表 略	の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 別表第1（第3条関係） 給料表 略
日高市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正	
第3条関係 （特定任期付職員の給料表等） 第7条 略 略 2 略 （特定業務等従事任期付職員の給料表等） 第8条 略 略 2・3 略 （特定任期付職員等についての給与条例の適用除外等） 第10条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第15条第2項の規定の適用については、「<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175</u>」とする。 3～5 略	第3条関係 （特定任期付職員の給料表等） 第7条 略 略 2 略 （特定業務等従事任期付職員の給料表等） 第8条 略 略 2・3 略 （特定任期付職員等についての給与条例の適用除外等） 第10条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第15条第2項の規定の適用については、「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の170</u>」とする。 3～5 略
第4条関係 （特定任期付職員等についての給与条例の適用除外等） 第10条 日高市職員の給与に関する条例（昭和30年条例第17号。以下「給与条例」という。）第3条、第4条、第7条から第8条まで、第9条の3、第11条から第13条まで及び第14条の2の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第15条第2項及び第16条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第15条第2項中「100分の	第4条関係 （特定任期付職員等についての給与条例の適用除外等） 第10条 日高市職員の給与に関する条例（昭和30年条例第17号。以下「給与条例」という。）第3条、第4条、第7条から第9条まで、第9条の3、第11条から第13条まで、第14条の2及び第16条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第15条第2項の規定の適用については、「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する

<u>125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第16条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。</u> 3 <u>給与条例第3条、第4条、第7条、第8条、第9条の3、第13条及び第14条の2の規定は、特定業務等従事任期付職員には、適用しない。</u> 4・5 略	<u>場合には100分の127.5」とあるのは、「6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175」とする。</u> 3 <u>給与条例第3条、第4条、第7条から第9条まで、第9条の3、第13条及び第14条の2の規定は、特定業務等従事任期付職員には、適用しない。</u> 4・5 略
(日高市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)	
附則第9項関係 (扶養手当) 第6条 略 2 略 <u>(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</u> <u>(2) 満60歳以上の父母及び祖父母</u> <u>(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</u> <u>(4) 重度心身障害者</u> (管理職員特別勤務手当) 第12条の2 管理職員特別勤務手当は、第4条の規定に基づき管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等（次項において「週休日等」という。）において<u>勤務をした場合に支給する。</u> 2 前項に規定する場合のほか、同項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）</u>であって正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</u> (定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外) 第21条 第6条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1	附則第9項関係 (扶養手当) 第6条 略 2 略 <u>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</u> <u>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</u> <u>(3) 満60歳以上の父母及び祖父母</u> <u>(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</u> <u>(5) 重度心身障害者</u> (管理職員特別勤務手当) 第12条の2 管理職員特別勤務手当は、第4条の規定に基づき管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等（次項において「週休日等」という。）において<u>勤務する場合に支給する。</u> 2 前項に規定する場合のほか、同項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間</u>であって正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</u> (定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外) 第21条 <u>第5条及び第6条</u>の規定は、地方公務員法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項、地方公務員の育児休業等に関する法律

項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員には適用しない。	第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第5条の規定により採用された職員には適用しない。
（日高市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）	
附則第11項関係 附 則 （日高市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置） 第3条 略 （1）～（3）略 （4）25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者 2・3 略 4 暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう	附則第11項関係 附 則 （日高市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置） 第3条 略 （1）～（3）略 （4）25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者 2・3 略 4 暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう

。以下同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。 5 略 (日高市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第12条～第18条 略 第19条 新給与条例第4条第3項から第12項まで(第9項を除く。)及び第8条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 (日高市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第22条 暫定再任用職員については、日高市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条の規定は、適用しない。	。以下同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。 5 略 (日高市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第12条～第18条 略 第19条 新給与条例第4条第3項から第12項まで(第9項を除く。)、<u>第8条、第9条及び第9条の3</u>の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 (日高市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第22条 暫定再任用職員については、日高市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例<u>第5条及び第6条</u>の規定は、適用しない。
--	---

議案第24号

技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和48年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第7条第2項」を「（平成6年規則第4号）第8条第2項」に改める。

第8条中「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」の次に「（平成14年法律第48号）」を加え、「地域手当」の次に「、住居手当」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月19日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

定年前再任用短時間勤務職員等に住居手当を支給するとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（参考資料）

改 正 案	現 行
（給与の減額） 第4条 略 2 技能労務職員が、技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（平成6年規則第4号）第8条第2項において準用する職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第3号）第13条第1項に規定する病気休暇を受けたときは、前項の規定にかかわらず日高市職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例により、減額して給与を支給する。 3 略 （定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外） 第8条 第3条第1項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員の手当の種類は、地域手当、<u>住居手当</u>、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。	（給与の減額） 第4条 略 2 技能労務職員が、技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則<u>第7条第2項</u>において準用する職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第3号）第13条第1項に規定する病気休暇を受けたときは、前項の規定にかかわらず日高市職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例により、減額して給与を支給する。 3 略 （定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外） 第8条 第3条第1項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第5条の規定により採用された職員の手当の種類は、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

議案第25号

日高市手数料条例の一部を改正する条例

日高市手数料条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書中「第15項」を「第10項」に改める。

別表第6第1項金額の欄(1)中「7,000円」を「8,000円」に改め、同欄(2)中「1万4,000円」を「2万円」に改め、同欄(3)中「2万4,000円」を「3万4,000円」に改め、同欄(4)中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「3万1,000円」を「3万6,000円」に改め、同欄(8)中「超えるもの」を「超え5万平方メートル以内のもの」に改め、同(8)を同欄(9)とし、同欄中(7)を(8)とし、(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、同欄(4)の次に次のように加える。

(5) 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 3万9,000円

別表第6第1項金額の欄(9)の次に次のように加える。

(10) 床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの 77万7,000円

別表第6中第28項、第31項及び第32項を削り、第33項を第39項とする。

別表第6第30項種類の欄中「前項に規定する認定の申請と同時に建築基準関係規定の適合審査を申し出る場合の申請手数料」を「建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料」に改め、同項金額の欄中「次に掲げる」を「第30項(1)から(4)までに規定する」に改め、同欄(1)及び(2)を削り、同項を同表第37項とし、同項の次に次の1項を加える。

38 建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請手数料	1件につき	第35項(1)から(6)までに規定する額に2分の1を乗じて得た額
-------------------------------------	-------	----------------------------------

別表第6第29項種類の欄中「建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料」を「建築物エネルギー消費性能向上計画認定等申請手数料」に改め、金額の欄中「変更認定」を「計画の変更」に、「建築物を追加する場合」を「追加される建築物」に改め、同欄(1)中「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に改め、同(1)イ(ア)中「並びに第31項(1)イ、(2)イ及び(3)イ」を削り、同欄中(5)を(6)とし、

(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 2万9,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 3万3,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5万9,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 10万円

別表第6中第29項を第36項とし、同項の前に次の1項を加える。

35 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	1件につき	申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる金額（計画の変更の場合は、その2分の1の額。新たに追加される建築物を除く。）を合算して得た額 (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第30条第1項の認定又は同法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合 ア 一戸建ての住宅 5,000円 イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計（市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。以下(イ)並びに(2)イ及び(4)イにおいて同じ。）が300平方メートル未満のもの 1万1,000円
-------------------------	-------	---

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 2万3,000円

ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分
次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1万1,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1万9,000円

(2) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの
ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 4万円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 4万4,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 8万円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 13万5,000円

(3) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 2万円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上

		のもの 2万2,000円 イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (7) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 3万8,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 6万6,000円 (4) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準と同号イ(2)及びロ(2)に定める基準とを併用するもの ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (7) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 2万9,000円 (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 3万3,000円 イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (7) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5万9,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 10万円 (5) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 26万7,000円 イ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 33万4,000円 (6) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費
--	--	---

		性能基準等を定める省令第1条第1項第1号 ロに定める基準に適合するもの 次に掲げる 区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が300平方メートル未満の もの 10万2,000円 イ 床面積の合計が300平方メートル以上の もの 13万円
--	--	---

別表第6第27項種類の欄中「前項に規定する認定の申請と同時に建築基準関係規定の適合審査を申し出る場合の申請手数料」を「建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う低炭素建築物新築等計画認定申請手数料」に改め、同項金額の欄中「次に掲げる」を「第30項(1)から(4)までに規定する」に改め、同欄(1)及び(2)を削り、同項を同表第34項とする。

別表第6第26項金額の欄中「次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（変更認定）」を「一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（計画の変更）」に改め、同欄中(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 2万9,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 3万3,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5万9,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 10万円

別表第6中第26項を第33項とし、第25項を第32項とし、第24項を第31項とする。

別表第6第23項種類の欄中「前項に規定する認定の申請と同時に建築基準関係規定の適合審査を申し出る場合の申請手数料」を「建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」に改め、同項金額の欄(1)中「第18条第4項」を「第18条第5項」に改め、「床面積の合計に応じた」を削り、同欄(2)中「床面積の合計に応じた」を削り、同(2)を同欄(4)とし、同欄(1)の次に次のように加える。

(2) 建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合 第2項に規定する額

(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）又は第12条第2項ただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為の場合 第3項に規定する額

別表第6中第23項を第30項とする。

別表第6第22項種類の欄中「長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料」に改め、同項金額の欄中「変更認定」を「計画の変更」に改め、同項を同表第29項とする。

別表第6中第21項を第28項とし、第5項から第20項までを7項ずつ繰り下げ、第4項を第10項とし、同項の次に次の1項を加える。

11 検査済証 の交付を受 ける前にお ける建築物 等の仮使用 認定申請手 数料	1件につき	12万円
--	-------	------

別表第6第3項金額の欄(1)中「1万4,000円」を「1万5,000円」に改め、同欄(2)中「1万7,000円」を「2万4,000円」に改め、同欄(3)中「2万4,000円」を「3万4,000円」に改め、同欄(4)中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「3万5,000円」を「3万7,000円」に改め、同欄(8)中「超えるもの」を「超え5万平方メートル以内のもの」に改め、同(8)を同欄(9)とし、同欄中(7)を(8)とし、(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、同欄(4)の次に次のように加える。

(5) 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 4万2,000円

別表第6第3項金額の欄(9)の次に次のように加える。

(10) 床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの 66万6,000円

別表第6中第3項を第6項とし、同項の次に次の3項を加える。

7 昇降機を	1件につき	前項に規定する額に、昇降機1基ごとに1万
--------	-------	----------------------

含む建築物 に関する完 了検査手 数料又は完了 通知手数料		7,000円（小荷物専用昇降機については、1万円）を加算して得た額
8 要確認特 定建築行為 又は要通知 特定建築行 為に係る建 築物に關す る完了検査 手数料又は 完了通知手 数料	1件につき	第6項に規定する額（昇降機を含む建築物については、前項に規定する額）に、申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算して得た額 (1) 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項、第35項(1)ウ、(5)及び(6)において同じ。）が30平方メートル以内のもの 3,000円 (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 5,000円 (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 6,000円 (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 7,000円 (5) 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 8,000円 (6) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1万1,000円 (7) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1万6,000円 (8) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 4万1,000円 (9) 床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの 6万6,000円 (10) 床面積の合計が5万平方メートルを超える

		もの 13万3,000円
9 建築設備に関する完了検査手数料又は完了通知手数料	1 件につき	設置する昇降機 1 基ごとに 1 万 7,000 円（小荷物専用昇降機については、1 万円）

別表第 6 中第 2 項を第 5 項とし、第 1 項の次に次の 3 項を加える。

2 昇降機を含む建築物に関する確認申請又は計画通知手数料	1 件につき	前項に規定する額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算して得た額 (1) 昇降機を含む建築物を建築する場合（(2) から(4)までに掲げる場合を除く。） 昇降機 1 基ごとに 1 万 4,000 円（小荷物専用昇降機については、5,000 円） (2) 確認を受けた建築物の計画及び確認を受けた昇降機の計画の変更をして建築物を建築する場合 計画の変更をする昇降機 1 基ごとに 7,000 円（小荷物専用昇降機については、4,000 円） (3) 確認を受けた建築物のみの計画の変更をして建築物を建築する場合 0 円 (4) 確認を受けた昇降機のみの計画の変更をして建築物を建築する場合 計画の変更をする昇降機 1 基ごとに 7,000 円（小荷物専用昇降機については、4,000 円）
3 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行	1 件につき	申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに第 1 項に規定する額（昇降機を含む建築物については、前項に規定する額）に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算して得た額 (1) 建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5

為に関する 確認申請又は計画通知 手数料		号) 第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの((2)に掲げるものを除く。) ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1万4,000円 (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1万6,000円 イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 2万7,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 4万3,000円 (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 6万8,000円 (エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 8万8,000円 (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づくものに限る。) ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 7,000円 (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上
-------------------------------------	--	---

		のもの 8,000円 イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1万3,500円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 2万1,500円 (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 3万4,000円 (エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 4万4,000円
4 建築設備に関する確認申請又は計画通知手数料	1件につき	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 昇降機を設置する場合（(2)に掲げる場合を除く。） 昇降機1基ごとに1万4,000円（小荷物専用昇降機については、5,000円） (2) 確認を受けた昇降機の計画の変更をして昇降機を設置する場合 昇降機1基ごとに7,000円（小荷物専用昇降機については、4,000円）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の手数料条例別表第6第1項（次項に掲げるものを除く。）、第2項（金額の欄(1)の規定に限る。）、第30項（次項に掲げるものを除く。）、第34項（次項に掲げるものを除く。）、第35項及び第37項（次項に掲げるものを除く。）の規定は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の手数料条例別表第6第1項（建築物の計画の変更に係るものに限る。

）、第２項（金額の欄(2)及び(3)の規定に限る。）、第６項、第８項、第30項（長期優良住宅建築等計画の変更の認定を申請する場合に限る。）、第34項（低炭素建築物新築等計画の変更の認定を申請する場合に限る。）及び第37項（建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定を申請する場合に限る。）の規定は、施行日以後に確認済証の交付を受けた者が同日施行日以後に建築物の建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替の工事に着手するものに関する申請に係る手数料について適用し、同日前に建築物の建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替の工事に着手するものに関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

令和７年２月19日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正を踏まえ、新たな事務に係る手数料を定め、審査等所要時間が変わる事務の手数を改めるとともに、規定の整理をしたいので、この案を提出するものである。

日高市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表（参考資料）

改 正 案			現 行		
(手数料の減免)			(手数料の減免)		
第4条 市長（行政不服審査法第38条（同法第66条及び他の法律において準用する場合を含む。）の規定に基づき審理員（同法第9条第3項の規定により読み替える場合においては、審査庁。他の法律において準用する場合にあつては、当該法律の規定により読み替えられたもの。以下同じ。）が行う提出書類等の写し等の交付にあつては審理員、同法第81条の規定に基づき同条の機関が行う主張書面等の写し等の交付にあつては当該機関。以下この項及び第6条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を減額し、又は免除することができる。ただし、別表第6第1項から第10項までに掲げる手数料については、規則で定める。 (1)～(3) 略 2・3 略			第4条 市長（行政不服審査法第38条（同法第66条及び他の法律において準用する場合を含む。）の規定に基づき審理員（同法第9条第3項の規定により読み替える場合においては、審査庁。他の法律において準用する場合にあつては、当該法律の規定により読み替えられたもの。以下同じ。）が行う提出書類等の写し等の交付にあつては審理員、同法第81条の規定に基づき同条の機関が行う主張書面等の写し等の交付にあつては当該機関。以下この項及び第6条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を減額し、又は免除することができる。ただし、別表第6第1項から第15項までに掲げる手数料については、規則で定める。 (1)～(3) 略 2・3 略		
別表第6（第2条関係）			別表第6（第2条関係）		
建築関係事務手数料			建築関係事務手数料		
種類	金額		種類	金額	
1 建築物に関する確認申請又は計画通知手数料	略	略 (1) 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項において同じ。）が30平方メートル以内のもの <u>8,000円</u> (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの <u>2万円</u> (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの <u>3万4,000円</u> (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの <u>3万6,000円</u>	1 建築物に関する確認申請又は計画通知手数料	略	略 (1) 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項において同じ。）が30平方メートル以内のもの <u>7,000円</u> (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの <u>1万4,000円</u> (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの <u>2万4,000円</u> (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの <u>3万1,000円</u>

		(5) <u>床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</u> 3万9,000円 (6) <u>床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u> 5万8,000円 (7) <u>床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</u> 7万8,000円 (8) <u>床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの</u> 23万5,000円 (9) <u>床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの</u> 42万円 (10) <u>床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの</u> 77万7,000円			(5) <u>床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u> 5万8,000円 (6) <u>床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</u> 7万8,000円 (7) <u>床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの</u> 23万5,000円 (8) <u>床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの</u> 42万円
2 昇降機を含む建築物に関する確認申請又は計画通知手数料	1 件につき	前項に規定する額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算して得た額 (1) <u>昇降機を含む建築物を建築する場合（(2)から(4)までに掲げる場合を除く。）</u> <u>昇降機1基ごとに1万4,000円（小荷物専用昇降機については、5,000円）</u> (2) <u>確認を受けた建築物の計画及び確認を受けた昇降機の計画の変更をして建築物を建築する場合</u> <u>計画の変更をする昇降機1基ごとに7,000円（小荷物専用昇降機については、4,000円）</u> (3) <u>確認を受けた建築物のみの計画の変更をして建築物を建築する場合</u> 0円 (4) <u>確認を受けた昇降機のみ</u> <u>の計画の変更をして建築物を建築する場合</u> <u>計画の変</u>			

		更をする昇降機 1 基ごとに 7,000円（小荷物専用昇降 機については、4,000円）			
3 建築 物エネ ルギー 消費性 能適合 性判定 を行う ことが 比較的 容易な 特定建 築行為 に關す る確認 申請又 は計画 通知手 数料	1 件 に つ き	申請に係る特定建築行為を行 おうとする一の建築物ごとに 第1項に規定する額（昇降機 を含む建築物については、前 項に規定する額）に、次に掲 げる区分に応じ、それぞれ次 に定める額を加算して得た額 (1) 建築物エネルギー消費性 能の向上等に関する法律施 行規則（平成28年国土交通 省令第5号）第2条第1項 第1号イ又はロに定める基 準に適合するもの（(2)に 掲げるものを除く。） ア 一戸建ての住宅 次に 掲げる区分に応じ、それ ぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が200 平方メートル未満のも の 1万4,000円 (イ) 床面積の合計が200 平方メートル以上のも の 1万6,000円 イ 住宅用途を含む建築物 の住宅部分 次に掲げる 区分に応じ、それぞれ次 に定める額 (ア) 床面積の合計が300 平方メートル未満の もの 2万7,000円 (イ) 床面積の合計が300 平方メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの 4万3,000 円 (ウ) 床面積の合計が 2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの 6万 8,000円 (エ) 床面積の合計が			

		5,000平方メートル以上のも 8万8,000円 ロ (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づくものに限る。） ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のも の 7,000円 (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のも の 8,000円 イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のも の 1万3,500円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 2万1,500円 ロ (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 3万4,000円 (エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のも 4万4,000円 ロ			
4 建築	1	次に掲げる区分に応じ、それ			

設備に関する確認申請又は計画通知手数料	件につき	それぞれに定める額 (1) 昇降機を設置する場合（(2)に掲げる場合を除く。） 昇降機1基ごとに1万4,000円（小荷物専用昇降機については、5,000円） (2) 確認を受けた昇降機の計画の変更をして昇降機を設置する場合 昇降機1基ごとに7,000円（小荷物専用昇降機については、4,000円）			
5 略	略	略	2 略	略	略
6 建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料	略	略 (1) 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項において同じ。）が30平方メートル以内のもの 1万5,000円 (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 2万4,000円 (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 3万4,000円 (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 3万7,000円 (5) 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 4万2,000円 (6) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 5万9,000円 (7) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 8万2,000円	3 建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料	略	略 (1) 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項において同じ。）が30平方メートル以内のもの 1万4,000円 (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 1万7,000円 (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 2万4,000円 (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 3万5,000円 (5) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 5万9,000円 (6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 8万2,000円

		<u>(8) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの</u> 20万8,000円 <u>(9) 床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの</u> 33万1,000円 <u>(10) 床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの</u> 66万6,000円			<u>(7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの</u> 20万8,000円 <u>(8) 床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの</u> 33万1,000円
7 昇降機を含む建築物に関する完了検査手数料又は完了通知手数料	1件につき	前項に規定する額に、昇降機1基ごとに1万7,000円（小荷物専用昇降機については、1万円）を加算して得た額			
8 要確認特定建築行為又は要通知特定建築行為に係る建築物に関する完了検査手数料又は完了通知手数料	1件につき	第6項に規定する額（昇降機を含む建築物については、前項に規定する額）に、申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算して得た額 <u>(1) 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項、第35項(1)ウ、(5)及び(6)において同じ。）が30平方メートル以内のもの</u> 3,000円 <u>(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの</u> 5,000円 <u>(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの</u> 6,000円 <u>(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メ</u>			

		<u>メートル以内のもの 7,000円</u> <u>(5) 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 8,000円</u> <u>(6) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1万1,000円</u> <u>(7) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1万6,000円</u> <u>(8) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 4万1,000円</u> <u>(9) 床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの 6万6,000円</u> <u>(10) 床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの 13万3,000円</u>			
<u>9 建築設備に関する完了検査手数料又は完了通知手数料</u>	<u>1件につき</u>	<u>設置する昇降機1基ごとに1万7,000円（小荷物専用昇降機については、1万円）</u>			
<u>10 略</u>	<u>略</u>	<u>略</u>	<u>4 略</u>	<u>略</u>	<u>略</u>
<u>11 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定</u>	<u>1件につき</u>	<u>12万円</u>			

申請手数料					
12 略	略	略	5 略	略	略
13 略	略	略	6 略	略	略
14 略	略	略	7 略	略	略
15 略	略	略	8 略	略	略
16 略	略	略	9 略	略	略
17 略	略	略	10 略	略	略
18 略	略	略	11 略	略	略
19 略	略	略	12 略	略	略
20 略	略	略	13 略	略	略
21 略	略	略	14 略	略	略
22 略	略	略	15 略	略	略
23 略	略	略	16 略	略	略
24 略	略	略	17 略	略	略
25 略	略	略	18 略	略	略
26 略	略	略	19 略	略	略
27 略	略	略	20 略	略	略
28 略	略	略	21 略	略	略
29 長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料	略	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（計画の変更の場合は、その2分の1の額） (1)・(2) 略	22 長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料	略	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（変更認定の場合は、その2分の1の額） (1)・(2) 略
30 建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	略	略 (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項又は第18条第5項の規定に基づく構造計算適合性判定（以下この表において「構造計算適合性判定」という。）を要しない場合 第1項に規定する額 (2) 建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合 第2項に規定する額	23 前項に規定する認定の申請と同時に建築基準関係規定の適合審査を申し出る場合の申請手数	略	略 (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定（以下この表において「構造計算適合性判定」という。）を要しない場合 第1項に規定する床面積の合計に応じた額

		(3) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）又は第12条第2項ただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為の場合 第3項に規定する額</u> (4) <u>構造計算適合性判定を要する場合 第1項に規定する額に次の金額を加算した額</u> ア・イ 略	料		(2) <u>構造計算適合性判定を要する場合 第1項に規定する床面積の合計に応じた額に次の金額を加算した額</u> ア・イ 略
31 略	略	略	24 略	略	略
32 略	略	略	25 略	略	略
33 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	略	<u>一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（計画の変更の場合は、その2分の1の額）を合算して得た額</u> (1)～(3) 略 (4) <u>(1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</u> ア <u>一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u> (ア) <u>床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u> の 2万9,000円 (イ) <u>床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u> の 3万3,000円 イ <u>住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u> (ア) <u>床面積の合計が300平方メートル未満の</u>	26 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	略	<u>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（変更認定の場合は、その2分の1の額）を合算して得た額</u> (1)～(3) 略

		<u>もの 5万9,000円</u> <u>(4) 床面積の合計が300</u> <u>平方メートル以上の</u> <u>もの 10万円</u> <u>(5)・(6) 略</u>			
<u>34 建築</u> <u>基準関</u> <u>係規定</u> <u>適合の</u> <u>審査の</u> <u>申出を</u> <u>伴う低</u> <u>炭素建</u> <u>築物新</u> <u>築等計</u> <u>画認定</u> <u>申請手</u> <u>数料</u>	略	前項に規定する合算して得た 額に第30項(1)から(4)までに 規定する額を加算して得た額	<u>27 前項</u> <u>に規定</u> <u>する認</u> <u>定の申</u> <u>請と同</u> <u>時に建</u> <u>築基準</u> <u>関係規</u> <u>定の適</u> <u>合審査</u> <u>を申し</u> <u>出る場</u> <u>合の申</u> <u>請手数</u> <u>料</u>	略	<u>(4)・(5) 略</u> 前項に規定する合算して得た 額に次に掲げる額を加算して 得た額 <u>(1) 構造計算適合性判定を要</u> <u>しない場合 第1項に規定</u> <u>する床面積の合計に応じた</u> <u>額</u> <u>(2) 構造計算適合性判定を要</u> <u>する場合 第1項に規定す</u> <u>る床面積の合計に応じた額</u> <u>に次の金額を加算した額</u> <u>ア イ以外のもの 17万</u> <u>4,600円</u> <u>イ 構造計算が大臣認定プ</u> <u>ログラムによるもの 12</u> <u>万700円</u>
<u>35 建築</u> <u>物エネ</u> <u>ルギー</u> <u>消費性</u> <u>能適合</u> <u>性判定</u> <u>手数料</u>	<u>1</u> <u>件に</u> <u>つき</u>	申請に係る特定建築行為を行 おうとする一の建築物ごとに 次に掲げる金額（計画の変更 の場合は、その2分の1の額 。新たに追加される建築物を 除く。）を合算して得た額 <u>(1) 建築物のエネルギー消費</u> <u>性能の向上等に関する法律</u> <u>第29条第3項に規定する他</u> <u>の建築物について、当該建</u> <u>築物が記載された同条第1</u> <u>項に規定する建築物エネル</u> <u>ギー消費性能向上計画が同</u> <u>法第30条第1項の認定又は</u> <u>同法第31条第1項の変更の</u> <u>認定を受けたことを示す書</u> <u>類が提出された場合</u> <u>ア 一戸建ての住宅</u> <u>5,000円</u> <u>イ 住宅用途を含む建築</u> <u>物の住宅部分 次に掲</u> <u>げる区分に応じ、それ</u> <u>ぞれ次に定める額</u>	<u>28 建築</u> <u>物エネ</u> <u>ルギー</u> <u>消費性</u> <u>能適合</u> <u>性判定</u> <u>手数料</u>	<u>1</u> <u>件に</u> <u>つき</u>	次に掲げる区分に応じ、それ ぞれ次に定める額 <u>(1) 建築物のエネルギー消費</u> <u>性能の向上等に関する法律</u> <u>(平成27年法律第53号) 第</u> <u>34条第3項に規定する他の</u> <u>建築物について、当該建築</u> <u>物が記載された同条第1項</u> <u>に規定する建築物エネルギ</u> <u>ー消費性能向上計画が同法</u> <u>第35条第1項の認定又は同</u> <u>法第36条第1項の変更の認</u> <u>定を受けたことを示す書類</u> <u>が提出された場合</u> <u>ア 建築物のエネルギー消</u> <u>費性能の向上に関する法</u> <u>律第12条第1項又は第13</u> <u>条第2項の規定による場</u> <u>合 次に掲げる区分に応</u> <u>じ、それぞれ次に定める</u> <u>額</u> <u>(ア) 床面積の合計（市</u> <u>長が別に定める算定</u>

		<u>(ア) 床面積の合計（市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。以下(イ)並びに(2)イ及び(4)イにおいて同じ。）が300平方メートル未満のもの 1万1,000円</u> <u>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 2万3,000円</u> <u>ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u> <u>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1万1,000円</u> <u>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1万9,000円</u> <u>(2) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</u> <u>ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u> <u>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 4万円</u> <u>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 4万4,000円</u> <u>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u> <u>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 8万円</u> <u>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</u>			<u>方法によって算定したものをいう。以下この項及び第30項において同じ。）が300平方メートル未満のもの 1万1,000円</u> <u>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1万9,000円</u> <u>イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u> <u>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円</u> <u>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 9,500円</u> <u>(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合（(1)アに掲げる場合を除く。）</u> <u>ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u> <u>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 26万7,000円</u> <u>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 33万4,000円</u> <u>イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに</u>
--	--	--	--	--	--

	の 13万5,000円 (3) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合するもの ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの の 2万円 (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの の 2万2,000円 イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの の 3万8,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの の 6万6,000円 (4) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準と同号イ(2)及びロ(2)に定める基準とを併用するもの ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの の 2万9,000円 (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの の 3万3,000円 イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に		定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの の 10万2,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの の 13万円 (3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合（(1)イに掲げる場合を除く。） ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの の 13万3,500円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの の 16万7,000円 イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの の 5万1,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの の 6万5,000円
--	---	--	--

		に定める額 (7) <u>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u> 5万9,000円 (イ) <u>床面積の合計が300平方メートル以上のもの</u> 10万円 (5) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア <u>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u> 26万7,000円 イ <u>床面積の合計が300平方メートル以上のもの</u> 33万4,000円 (6) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア <u>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u> 10万2,000円 イ <u>床面積の合計が300平方メートル以上のもの</u> 13万円			
36 建築物エネルギー消費性能向上計画認定等申請手数料	略	一の建築物ごとにそれぞれ次に定める額（計画の変更の場合は、その2分の1の額。新たに追加される建築物を除く。）を合算して得た額 (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定め	29 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	略	一の建築物ごとにそれぞれ次に定める額（変更認定の場合は、その2分の1の額。新たに建築物を追加する場合を除く。）を合算して得た額 (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定め

		るものが提出された場合 ア 略 イ 略 (ア) 床面積の合計（市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。(1)イ(イ)、(2)イにおいて同じ。)が300平方メートル未満のもの 1万1,000円 (イ) 略 ウ 略 (2)・(3) 略 (4) <u>(1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</u> <u>ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u> <u>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 2万9,000円</u> <u>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のも 3万3,000円</u> <u>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u> <u>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5万9,000円</u> <u>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のも 10万円</u> <u>(5)・(6) 略</u>			るものが提出された場合 ア 略 イ 略 (ア) 床面積の合計（市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。(1)イ(イ)、(2)イ並びに第31項(1)イ、(2)イ及び(3)イにおいて同じ。)が300平方メートル未満のもの 1万1,000円 (イ) 略 ウ 略 (2)・(3) 略
<u>37 建築基準関</u>	略	前項に規定する合算して得た額に第30項(1)から(4)までに	<u>30 前項に規定</u>	略	前項に規定する合算して得た額に次に掲げる額を加算して

<u>係規定</u> <u>適合の</u> <u>審査の</u> <u>申出を</u> <u>伴う建</u> <u>築物エ</u> <u>ネルギー</u> <u>消費</u> <u>性能向</u> <u>上計画</u> <u>認定申</u> <u>請手数</u> <u>料</u>	<u>規定する額を加算して得た額</u>	<u>する認</u> <u>定の申</u> <u>請と同</u> <u>時に建</u> <u>築基準</u> <u>関係規</u> <u>定の適</u> <u>合審査</u> <u>を申し</u> <u>出る場</u> <u>合の申</u> <u>請手数</u> <u>料</u>	<u>得た額</u> <u>(1) 構造計算適合性判定を要</u> <u>しない場合 第1項に規定</u> <u>する床面積の合計に応じた</u> <u>額</u> <u>(2) 構造計算適合性判定を要</u> <u>する場合 第1項に規定す</u> <u>る床面積の合計に応じた額</u> <u>ア イ以外のもの 17万</u> <u>4,600円</u> <u>イ 構造計算が大臣認定プ</u> <u>ログラムによるもの 12</u> <u>万700円</u>
		<u>31 建築</u> <u>物エネ</u> <u>ルギー</u> <u>消費性</u> <u>能認定</u> <u>申請手</u> <u>数料</u>	<u>1 件</u> <u>に</u> <u>つ</u> <u>き</u> <u>次に掲げる額を合算して得た</u> <u>額</u> <u>(1) 建築物のエネルギー消費</u> <u>性能の向上等に関する法律</u> <u>第2条第1項第3号に掲げ</u> <u>る基準に適合していること</u> <u>を示す書類として市長が別</u> <u>に定めるものが提出された</u> <u>場合</u> <u>ア 一戸建ての住宅</u> <u>5,000円</u> <u>イ 住宅用途を含む建築物</u> <u>の住宅部分 次に掲げる</u> <u>区分に応じ、それぞれ次</u> <u>に定める額</u> <u>(ア) 床面積の合計（市長</u> <u>が別に定める建築物に</u> <u>ついては、共用部分の</u> <u>床面積を除く。(1)イ(</u> <u>イ)、(2)イ及び(3)イに</u> <u>おいて同じ。)</u> が300 <u>平方メートル未満のも</u> <u>の 1万1,000円</u> <u>(イ) 床面積の合計が300</u> <u>平方メートル以上のも</u> <u>の 2万3,000円</u> <u>ウ 非住宅用途を含む建築</u> <u>物の非住宅部分 次に掲</u> <u>げる区分に応じ、それぞ</u> <u>れ次に定める額</u> <u>(ア) 床面積の合計が300</u>

			平方メートル未満のも の 1万1,000円 (イ) 床面積の合計が300 平方メートル以上のも の 1万9,000円 (2) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のも の 4万円 (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のも の 4万4,000円 イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のも の 8万円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のも の 13万5,000円 (3) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又は同号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するもの ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のも の 2万円 (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のも の 2万2,000円
--	--	--	---

			イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (7) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 3万8,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 6万6,000円 (4) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 26万7,000円 イ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 33万4,000円 (5) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 10万2,000円 イ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 13万円
38 建築物エネルギー消費性能確保計画軽	1 件につき	第35項(1)から(6)までに規定する額に2分の1を乗じて得た額	32 建築物エネルギー消費性能確保計画軽 1 件につき 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建

<u>微変更 該当証 明書交 付申請 手数料</u>		<u>微変更 該当証 明書交 付申請 手数料</u>	建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円 イ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 9,500円 (2) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 13万3,500円 イ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 16万7,000円 (3) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5万1,000円 イ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 6万5,000円
<u>39</u> 略	略	<u>33</u> 略	略

議案第26号

日高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日高市国民健康保険税条例（昭和43年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第3条第1項中「100分の6.8」を「100分の7.9」に改める。

第5条中「3万2,500円」を「4万2,200円」に改める。

第6条中「100分の2.7」を「100分の2.9」に改める。

第7条中「1万3,000円」を「1万5,600円」に改める。

第8条中「100分の2.1」を「100分の2.5」に改める。

第9条中「1万6,000円」を「1万7,900円」に改める。

第21条第1項中「22万円」を「24万円」に改め、同項第1号ア中「2万2,750円」を「2万9,540円」に改め、同号イ中「9,100円」を「1万920円」に改め、同号ウ中「1万1,200円」を「1万2,530円」に改め、同項第2号ア中「1万6,250円」を「2万1,100円」に改め、同号イ中「6,500円」を「7,800円」に改め、同号ウ中「8,000円」を「8,950円」に改め、同項第3号ア中「6,500円」を「8,440円」に改め、同号イ中「2,600円」を「3,120円」に改め、同号ウ中「3,200円」を「3,580円」に改め、同条第2項第1号ア中「4,875円」を「6,330円」に改め、同号イ中「8,125円」を「1万550円」に改め、同号ウ中「1万3,000円」を「1万6,880円」に改め、同号エ中「1万6,250円」を「2万1,100円」に改め、同項第2号ア中「1,950円」を「2,340円」に改め、同号イ中「3,250円」を「3,900円」に改め、同号ウ中「5,200円」を「6,240円」に改め、同号エ中「6,500円」を「7,800円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の日高市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和7年2月19日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

国民健康保険税の課税限度額、所得割額及び均等割額の改定を行いたいので、この案を提出するものである。

日高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表（参考資料）

改 正 案	現 行
（課税額） 第2条 略 2 略 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。 4 略 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7.9</u>を乗じて算定する。 2 略 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額） 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>4万2,200円</u>とする。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額） 第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.9</u>を乗じて算定する。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額） 第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>1万5,600円</u>とする。	（課税額） 第2条 略 2 略 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。 4 略 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の6.8</u>を乗じて算定する。 2 略 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額） 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>3万2,500円</u>とする。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額） 第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.7</u>を乗じて算定する。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額） 第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>1万3,000円</u>とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.5</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>1万7,900円</u>とする。 (国民健康保険税の減額) 第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には、<u>24万円</u>）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) 略 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>2万9,540円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1万920円</u> ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1万2,530円</u> (2) 略 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>2万1,100円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額	(介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.1</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>1万6,000円</u>とする。 (国民健康保険税の減額) 第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) 略 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>2万2,750円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>9,100円</u> ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1万1,200円</u> (2) 略 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1万6,250円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額
--	--

被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>7,800円</u> ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>8,950円</u> (3) 略 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>8,440円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>3,120円</u> ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>3,580円</u> 2 略 (1) 略 ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6,330円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>1万550円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>1万6,880円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>2万1,100円</u> (2) 略 ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 <u>2,340円</u> イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 <u>3,900円</u> ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 <u>6,240円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>7,800円</u> 3 略	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>6,500円</u> ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>8,000円</u> (3) 略 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>6,500円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>2,600円</u> ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>3,200円</u> 2 略 (1) 略 ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,875円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>8,125円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>1万3,000円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>1万6,250円</u> (2) 略 ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 <u>1,950円</u> イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 <u>3,250円</u> ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 <u>5,200円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>6,500円</u> 3 略
--	--

議案第27号

日高市下水道条例の一部を改正する条例

日高市下水道条例（昭和62年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第10号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

第19条第1項中「超過料金」を「従量料金」に改め、同項の表を次のように改める。

用途	基本料金 (1使用月につき)	従量料金 (1立方メートルにつき)	
	金額	排除汚水量	金額
一般用	1,100円	1立方メートルから 20立方メートルまで	132円
		21立方メートルから 30立方メートルまで	203円50銭
		31立方メートルから 40立方メートルまで	236円50銭
		41立方メートルから 50立方メートルまで	264円
		51立方メートル以上	297円
公衆浴場用	排除汚水量1立方メートルにつき		154円

第19条第3項中「ときも、当該使用月の使用料は、1使用月として算定する」を「場合で、その月の使用日数が15日以下のときは、第1項の基本料金の2分の1の額を適用する」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。ただし、第11条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第19条の規定は、令和7年9月1日以後の検針により徴収する使用料から適用し、同日前の検針により徴収する使用料については、なお従前の例による。

(令和7年9月1日から令和9年3月31日までの検針により徴収する使用料の特例)

- 3 令和7年9月1日から令和9年3月31日までの検針により徴収する使用料の額は、改正後の第19条第1項の規定にかかわらず、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところによる基本料金と従量料金の合計額とする。ただし、1円未満の端数があるときは、その全額を切り捨てるものとする。

用途	基本料金 (1使用月につき)	従量料金 (1立方メートルにつき)	
	金額	排除汚水量	金額
一般用	550円	1立方メートルから 20立方メートルまで	132円
		21立方メートルから 30立方メートルまで	203円50銭
		31立方メートルから 40立方メートルまで	236円50銭
		41立方メートルから 50立方メートルまで	264円
		51立方メートル以上	297円
公衆浴場用	排除汚水量1立方メートルにつき		154円

令和7年2月19日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

下水道使用料の改定等に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

日高市下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表（参考資料）

改 正 案				現 行				
(除害施設の設置)				(除害施設の設置)				
第10条 略				第10条 略				
第11条 略				第11条 略				
(1)～(9) 略				(1)～(9) 略				
(10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質 又は項目で条例により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第5号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。） 当該排水基準に係る数値				(10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質 又は項目で条例により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第5号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。） 当該排水基準に係る数値				
2・3 略				2・3 略				
(使用料)				(使用料)				
第19条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところによる基本料金と従量料金の合計額とする。ただし、1円未満の端数があるときは、その全額を切り捨てるものとする。				第19条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところによる基本料金と超過料金の合計額とする。ただし、1円未満の端数があるときは、その全額を切り捨てるものとする。				
用途	基本料金 (1使用月につき)	従量料金 (1立方メートルにつき)		用途	基本料金 (1使用月につき)		超過料金 (1立方メートルにつき)	
	金額	排除汚水量	金額		排除汚水量	金額	排除汚水量	金額
一般用	1,100円	1立方メートルから	132円	一般用	10立方メートルまで	1,221円	10立方メートルを超え	154円
		20立方メートルまで					20立方メートルまで	
		21立方メートルから	203円50銭				20立方メートルを超え	181円50銭
		30立方メートルまで					30立方メートルまで	
		31立方メートルから	236円50銭				30立方メートルを超え	203円50銭
		40立方メートルまで				50立方メートルまで		

		<u>41立方メートルから</u>	<u>264円</u>
		<u>50立方メートルまで</u>	
		<u>51立方メートル以上</u>	<u>297円</u>
<u>公衆浴場用</u>	<u>排除汚水量 1 立方メートルにつき</u> <u>き</u> <u>154円</u>		

2 略

3 使用月の中途において使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止した場合で、その月の使用日数が15日以下のときは、第1項の基本料金の2分の1の額を適用する。

			<u>50立方メートルを超え</u> <u>100 立方メートルまで</u>	<u>236円50銭</u>
			<u>100 立方メートルを超えるもの</u>	<u>264円</u>
<u>公衆浴場用</u>	<u>排除汚水量 1 立方メートルにつき</u> <u>き</u> <u>122円10銭</u>			

2 略

3 使用月の中途において使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止したときも、当該使用月の使用料は、1使用月として算定する。

議案第28号

日高市地方公営企業法の適用事業における利益の処分等に関する条例の一部
を改正する条例

日高市地方公営企業法の適用事業における利益の処分等に関する条例（平成26年
条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第32条第2項」の次に「及び第3項」を加える。

第6条の次に次の1条を加える。

（資本剰余金）

第7条 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を附し
た科目に積み立てなければならない。

2 資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金
その他これらに類する金銭又は物件をもって取得した資産を滅失、廃止又は売却、
交換若しくは無償譲渡した場合において、その損失を生じたときは、当該資本剰
余金を取り崩して当該損失を埋めることができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月19日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

地方公営企業法の法適用事業で取得した資産の売却等に当たり、適切に資本剰余
金の処分を行うため、この案を提出するものである。

日高市地方公営企業法の適用事業における利益の処分等に関する条例の一部を改正する条例
新旧対照表（参考資料）

改 正 案	現 行
（趣旨） 第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第32条第2項及び第3項の規定に基づき、法適用事業において、毎事業年度生じた利益の処分等に関し必要な事項を定めるものとする。 （資本金への組入れ） 第6条 略 （資本剰余金） 第7条 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を附した科目に積み立てなければならない。 2 資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件をもって取得した資産を滅失、廃止又は売却、交換若しくは無償譲渡した場合において、その損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失を埋めることができる。	（趣旨） 第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第32条第2項の規定に基づき、法適用事業において、毎事業年度生じた利益の処分等に関し必要な事項を定めるものとする。 （資本金への組入れ） 第6条 略

議案第29号

日高市水道事業給水条例の一部を改正する条例

日高市水道事業給水条例（昭和46年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第22条に次のただし書を加える。

ただし、1円未満の端数があるときは、その全額を切り捨てるものとする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第22条関係）

種別	基本料金		水量料金	
	メーター口径	基本料金 (1か月に つき)	水量	金額 (1立方メ ートル)
専用給水 装置及び 共用給水 装置	13ミリメートル	671円	1立方メートルから	77円
	20ミリメートル	1,078円	10立方メートルまで	
	25ミリメートル	2,970円	11立方メートルから	121円
	30ミリメートル	4,400円	20立方メートルまで	
	40ミリメートル	9,350円	21立方メートルから	176円
	50ミリメートル	13,750円	50立方メートルまで	
	75ミリメートル	34,430円	51立方メートルから	187円
	100ミリメートル	68,750円	100立方メートルまで	
	150ミリメートル	137,500円	101立方メートルから	198円
	200ミリメートル	275,000円	150立方メートルまで	
			151立方メートル以上	209円
	臨時使用として一時的に使用するとき（口径を問わず） 1立方メートル当たり 330円			
私設消火 栓	消防の演習に使用するとき		10分間まで	1,650円
			1分増すごと	165円

附 則

- この条例は、令和8年2月1日から施行する。
- 改正後の日高市水道事業給水条例の規定は、令和8年4月1日以後の検針により徴収する水道料金から適用し、同日前の検針により徴収する水道料金については、なお従前の例による。

令和 7 年 2 月 19 日 提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

基本料金及び水量料金の改定を行いたいので、この案を提出するものである。

日高市水道事業給水条例の一部を改正する条例新旧対照表（参考資料）

改 正 案					現 行				
(料金)					(料金)				
第22条 料金は、別表第2の区分による基本料金と水量料金の合計額とする。 <u>ただし、1円未満の端数があるときは、その全額を切り捨てるものとする。</u>					第22条 料金は、別表第2の区分による基本料金と水量料金の合計額とする。				
別表第2（第22条関係）					別表第2（第22条関係）				
種別	基本料金		水量料金		種別	基本料金		水量料金	
	メータ 一口径	基本料金 (1か月 につき)	水量	金額 (1立方メ ートル)		メータ 一口径	基本料金 (1か月 につき)	水量	金額 (1立方メ ートル)
専用 給水 装置 及び 共用 給水 装置	13ミリ メート ル	671円	1立方 メート ルから	77円	専用 給水 装置	13ミリ メート ル	550円	1立方 メート ルから	66円
	20ミリ メート ル	1,078円	10立方 メート ルまで		及び 共用 給水 装置	20ミリ メート ル	880円	10立方 メート ルまで	
	25ミリ メート ル	2,970円	11立方 メート ルから	121円	専用 給水 装置 及び 共用 給水 装置	25ミリ メート ル	2,420円	11立方 メート ルから	99円
	30ミリ メート ル	4,400円	20立方 メート ルまで			30ミリ メート ル	3,520円	20立方 メート ルまで	
	40ミリ メート ル	9,350円	21立方 メート ルから	176円		40ミリ メート ル	7,480円	21立方 メート ルから	143円
	50ミリ メート ル	13,750円	50立方 メート ルまで			50ミリ メート ル	11,000円	50立方 メート ルまで	
	75ミリ メート ル	34,430円	51立方 メート ルから	187円		75ミリ メート ル	27,500円	51立方 メート ルから	154円
	100ミリ メート ル	68,750円	100立方 メート ルまで			100ミリ メート ル	55,000円	100立方 メート ルまで	
	150ミリ メート ル	137,500 円	101立方 メート ルから	198円		150ミリ メート ル	110,000 円	101立方 メート ル以上	165円
	200ミリ メート ル	275,000 円	150立方 メート ルまで			200ミリ メート ル	220,000 円		

			<u>151立方 メート ル以上</u>	<u>209円</u>					
	<u>臨時使用として一時的に使用するとき (口径を問わず)</u>					<u>臨時使用として一時的に使用するとき (口径を問わず)</u>			
	<u>1立方メートル当たり</u>				<u>330円</u>	<u>1立方メートル当たり</u>			
<u>私設 消火 栓</u>	<u>消防の演習に使用 するとき</u>	<u>10分間 まで</u>	<u>1,650円</u>		<u>私設 消火 栓</u>	<u>消防の演習に使用 するとき</u>	<u>10分間 まで</u>	<u>1,650円</u>	
		<u>1分増 すごと</u>	<u>165円</u>				<u>1分増 すごと</u>	<u>165円</u>	

議案第30号

日高市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

日高市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成24年条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

別紙のとおり

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の日高市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定は、令和7年4月1日以後に退職した日高市消防団員について適用し、同日前に退職した日高市消防団員については、なお従前の例による。

令和7年2月19日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正に伴い、退職報償金支給額の勤務年数区分の追加をしたいので、この案を提出するものである。

別紙

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
団長	239,000 円	344,000 円	459,000 円	594,000 円	779,000 円	979,000 円	1,079,000 円
副団長	229,000 円	329,000 円	429,000 円	534,000 円	709,000 円	909,000 円	1,009,000 円
分団長	219,000 円	318,000 円	413,000 円	513,000 円	659,000 円	849,000 円	949,000 円
副分団長	214,000 円	303,000 円	388,000 円	478,000 円	624,000 円	809,000 円	909,000 円
部長及び班長	204,000 円	283,000 円	358,000 円	438,000 円	564,000 円	734,000 円	834,000 円
団員	200,000 円	264,000 円	334,000 円	409,000 円	519,000 円	689,000 円	789,000 円

日高市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（参考資料）

改 正 案				現 行		
別表（第2条関係） 退職報償金支給額表				別表（第2条関係） 退職報償金支給額表		
階級	勤務年数			階級	勤務年数	
	略	30年以上 35年未満	35年以上		略	30年以上
団長	略	略	1,079,000円	団長	略	略
副団長	略	略	1,009,000円	副団長	略	略
分団長	略	略	949,000円	分団長	略	略
副分団長	略	略	909,000円	副分団長	略	略
部長及び 班長	略	略	834,000円	部長及び 班長	略	略
団員	略	略	789,000円	団員	略	略

議案第31号

刑法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(日高市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 日高市職員の給与に関する条例(昭和30年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第15条の2第3号及び第4号並びに第15条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(日高市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 日高市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和33年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

(市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 市長及び副市長の給与等に関する条例(昭和44年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第6条の2第3号及び第4号並びに第6条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 教育長の給与等に関する条例(昭和44年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第6条の2第3号及び第4号並びに第6条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(日高市環境保全条例の一部改正)

第5条 日高市環境保全条例(平成9年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第107条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(日高市消防団条例の一部改正)

第6条 日高市消防団条例(平成24年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(日高市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第7条 日高市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(平成24年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(日高市個人情報保護に関する法律施行条例の一部改正)

第8条 日高市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第3項及び第4項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（日高市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正）

第9条 日高市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

5 禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴は、拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴とみなす。

令和 7 年 2 月 19 日 提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

刑法等の改正により懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑に一本化されることに伴い、市の条例においても同様に整理したいので、この案を提出するものである。

刑法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表（参考資料）

改 正 案	現 行
日高市職員の給与に関する条例の一部改正	
第1条関係 第15条の2 略 (1)・(2) 略 (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第15条の3 略 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略 2 略 3 略 (1) 一時差し止処分を受けた者が当該一時差し止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) 略 4～6 略	第1条関係 第15条の2 略 (1)・(2) 略 (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第15条の3 略 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略 2 略 3 略 (1) 一時差し止処分を受けた者が当該一時差し止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) 略 4～6 略
日高市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正	
第2条関係 (失職の特例)	第2条関係 (失職の特例)

第5条 任命権者は、<u>拘禁刑</u>に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行猶予の言渡しを受けた者については、情状により、当該職員がその職を失わないものとするができる。 2 略	第5条 任命権者は、<u>禁錮</u>の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行猶予の言渡しを受けた者については、情状により、当該職員がその職を失わないものとするができる。 2 略
市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正	
第3条関係 第6条の2 略 (1)・(2) 略 (3) 基準日前1か月以内又は基準日から支給日の前日までの間に離職した者（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第6条の3 略 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略 2 略 3 略 (1) 一時差し止処分を受けた者が当該一時差し止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) 略 4・5 略	第3条関係 第6条の2 略 (1)・(2) 略 (3) 基準日前1か月以内又は基準日から支給日の前日までの間に離職した者（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第6条の3 略 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略 2 略 3 略 (1) 一時差し止処分を受けた者が当該一時差し止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) 略 4・5 略
教育長の給与等に関する条例の一部改正	

第4条関係 第6条の2 略 (1)・(2) 略 (3) 基準日前1か月以内又は基準日から支給日の前日までの間に離職した者（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第6条の3 略 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略 2 略 3 略 (1) 一時差し止処分を受けた者が当該一時差し止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) 略 4・5 略	第4条関係 第6条の2 略 (1)・(2) 略 (3) 基準日前1か月以内又は基準日から支給日の前日までの間に離職した者（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第6条の3 略 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略 2 略 3 略 (1) 一時差し止処分を受けた者が当該一時差し止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) 略 4・5 略
日高市環境保全条例の一部改正	
第5条関係 (罰則) 第107条 第19条又は第20条第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	第5条関係 (罰則) 第107条 第19条又は第20条第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。
日高市消防団条例の一部改正	

第6条関係 (欠格条項) 第6条 略 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 略	第6条関係 (欠格条項) 第6条 略 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 略
日高市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正	
第7条関係 (退職報償金支給の制限) 第6条 略 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者 (2)～(5) 略	第7条関係 (退職報償金支給の制限) 第6条 略 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者 (2)～(5) 略
日高市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正	
第8条関係 附 則 (日高市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置) 第3条 略 2 略 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6項に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 略 4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 5 略	第8条関係 附 則 (日高市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置) 第3条 略 2 略 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6項に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 略 4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 5 略
日高市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正	
第9条関係	第9条関係

第53条 職員若しくは職員であつた者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	第53条 職員若しくは職員であつた者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。
---	--

議案第32号

第6次日高市総合計画基本構想の一部を変更することについて

第6次日高市総合計画基本構想（令和2年6月19日議決第49号）の一部を別紙のとおり変更することについて議決を求める。

令和7年2月19日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

日高市総合計画基本構想のうち、土地利用に関する基本的な方針の一部を変更したいので、日高市基本構想の策定に関する条例第3条の規定により、この案を提出するものである。

別紙

基本構想

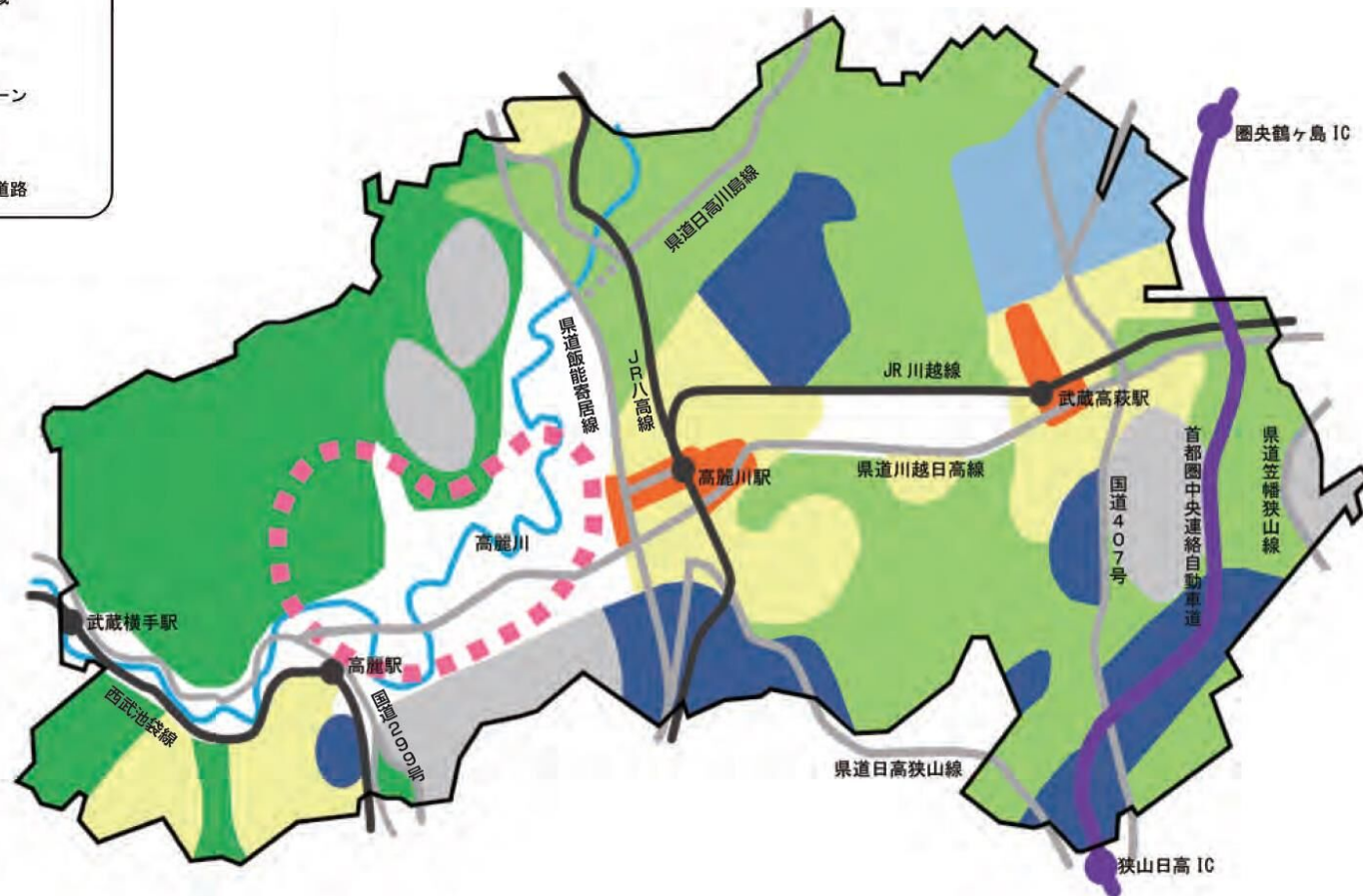
3. 土地利用に関する基本的な方針

項 目	変 更 前	変 更 後
将来土地利用構想図	(別図 1 のとおり)	(別図 2 のとおり)

将来土地利用構想図

別図 1

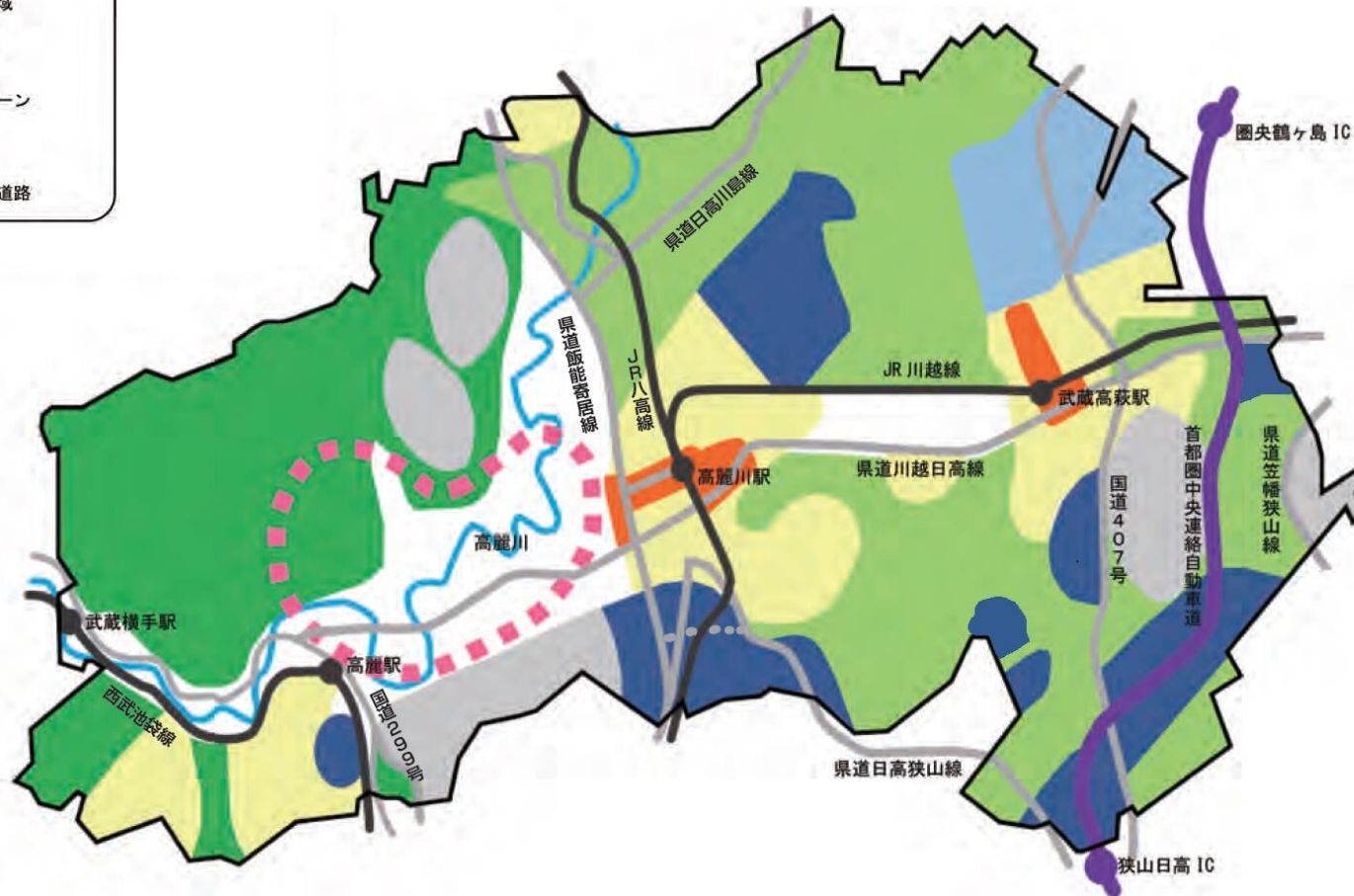
変更前



将来土地利用構想図

変更後

別図 2



議案第33号

日高市教育委員会教育長の任命について

日高市教育委員会教育長に次の者を任命することについて同意を求める。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

島 津 芳 久

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

令和7年2月19日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

日高市教育委員会教育長中村一夫氏の任期が、令和7年3月31日で満了となることから、島津芳久氏を同教育長に任命することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、この案を提出するものである。

参考資料

【個人情報のため略】

議案第34号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦することについて意見を求める。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

福 田 和佳枝

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

令和7年2月19日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

人権擁護委員福田和佳枝氏の任期は、令和7年6月30日で満了となるが、再び福田和佳枝氏を同委員の候補者として推薦することについて意見を求めたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、この案を提出するものである。

参考資料

【個人情報のため略】

議案第35号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦することについて意見を求める。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

佐々木 良 亨

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

令和7年2月19日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

人権擁護委員平井明江氏の任期が令和7年6月30日で満了となることから、後任として佐々木良亨氏を同委員の候補者として推薦することについて意見を求めたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、この案を提出するものである。

参考資料

【個人情報のため略】

議案第36号

専決処分の承認を求めることについて

令和6年度日高市一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和7年2月19日提出

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

物価高騰の影響を特に強く受ける住民税非課税世帯に対する支援を目的とした給付金を支給するため、早急に予算措置を行う必要があったことから、令和6年12月24日に令和6年度日高市一般会計補正予算（第7号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

別 紙

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和6年度日高市一般会計補正予算（第7号）（別冊）

令和6年12月24日

日高市長 谷ヶ崎 照 雄